

○構造計算適合性判定の手数料

構造計算適合性判定を要する建築物毎(※)の手数料		
建築物毎の延べ面積(※)	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
1,000㎡以内のもの	業務外	183,000円
1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの		246,000円
2,000㎡を超え、 3,000㎡以内のもの		283,000円

※ 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。

また、構造計算適合性判定を経て確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更するときの床面積の合計は、変更前の建築物(当該構造計算適合性判定に係る構造計算が行われた部分に限る。)の床面積を超えない部分の床面積の二分の一及び床面積の増加する部分の床面積について算定する。